

壬生町公共施設予約システム構築運用業務に係る 公募型プロポーザル募集要項

1. 業務概要

- (1) 委託業務名
壬生町公共施設予約システム構築運用業務
- (2) 委託内容
別紙「壬生町公共施設予約システム構築運用業務プロポーザル実施要領」および、別紙「壬生町公共施設予約システム構築運用業務基本仕様書」のとおり。
- (3) 委託期間 契約締結日～令和4年2月28日まで
 - ア 導入期間 契約締結日から令和4年2月28日まで
 - イ 運用期間 令和4年3月1日から令和9年2月28日まで
- (4) 提案限度額
 - ・導入費用 システム環境構築、5年間の運用保守 一式 3,950,000円
(上限額、データ移行・初期構築等に係る費用、保守・運用費用、消費税および地方消費税を含む)なお、提案限度額を超えた場合は失格とする。

2. 参加資格及び条件

参加者は次に掲げる事項をすべて満たしていることを要件とする。

- (1) 本プロポーザル手続き開始日前において、令和3年度壬生町物品・役務等入札参加者名簿に「情報関連サービス」の業種として登録がある者。
関東地方に本店又は支店・営業所を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号の規定に該当しない者であること。
- (3) 本プロポーザル手続き開始日から契約締結までの日までの期間において、壬生町から指名停止等の処置を受けていない者であること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項若しくは第2項の規定に基づく再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項の規定に基づく再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項若しくは第2項の規定に基づく更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項の規定に基づく更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 壬生町暴力団排除条例（平成25年壬生町条例第1号）第2条第1号又は第3号の規定に該当する者でないこと。

- (6) プライバシーマーク (JIS Q 15001) 及び情報セキュリティマネジメントシステム (ISO/IEC27001 または JIS Q 27001) の承認・認定を受けている者。
- (7) 業務を推進するうえで、必要な経験能力を有する十分な数の技術者を配置できること。

3. 失格要件

次のいずれかに該当するとなったときは、対象業務のプロポーザルに参加することができない。

- (1) 2に掲げる参加資格要件を満たさなくなったとき。
- (2) 提出書類に虚偽記載をしたことが明らかになったとき。
- (3) 提案書等の作成に当たり、第三者の著作権を侵害する提案をしたとき。
- (4) 提案額の上限に定める額を超えて、提案を行ったとき。
- (5) 参加表明者が不渡手形又は不渡小切手を出したとき。
- (6) その他公平な審査を妨害する行為があったと認められるとき。

4. 参加表明書等の提出

本プロポーザルに参加しようとするものは次により参加表明書等の提出を要する。

- (1) 提出書類
 - ア 参加表明書 (様式第1号)
 - イ 会社概要書 (様式第1-2号)
 - ウ 業務経歴書 (様式第1-3号)
 - エ 業務の実施体制調書 (様式第1-4号)
 - オ システム機能調査一覧表 (様式第1-5号)
 - カ プライバシーマーク等使用許諾が証明できるもの
- (2) 提出部数
 - 各1部
- (3) 提出期限並びに提出場所及び方法
 - ア 提出期限
 - 令和 3年 8月13日(金)午後1時 まで
 - イ 提出場所
 - 〒321-0292 栃木県下都賀郡壬生町通町12番22号
 - 総務部 総合政策課 情報デジタル係
 - ウ 提出方法
 - 持参または郵送 (簡易書留または、配達証明できるものに限る)
 - ※持参の場合は、町役場の閉庁日を除く、午前8時30分から正午又は午後1時から午後5時までの間に提出すること。
 - 郵送の場合は、封筒に「壬生町公共施設予約システム構築運用業務委託参加表明

書在中」と記して送付すること（令和3年8月13日(金)午後1時 必着）

(4) 参加資格の審査

提出のあった参加表明書、関係書類を総合政策課で審査する。

審査の結果、参加資格要件を満たしている上位3者に対しては、令和3年8月20日(金)に企画提案書要請書を送付する。

また、参加資格要件を満たさなかった者に対しては、その旨を書面により通知する。

5. 募集要項の質問に関する事項

令和3年7月26日(月)午後1時まで質問書(様式第2号)により、電子メールにて総合政策課(sougo@town.mibu.tochigi.jp)まで送信すること。

(1) 回答

参加者すべてに電子メールにて送信する。

6. 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

規格は、原則としてA4版左方綴じ(A3判は、A4サイズに折り込む)、横書き、両面印刷、文字サイズ11ポイント以上とする。枚数制限無し。

ア 企画提案書(様式第3号、代表者印押印のもの)

イ 見積書(積算内訳も提出)

上記「1.業務概要」の(4)提案限度額について、限度額を超える場合は、プロポーザルに参加する資格を有しないものとする。

(2) 提出部数

正本1部 副本7部(副本は複写でも可)

(3) 提出期限並びに提出場所及び方法

ア 提出期限

令和3年8月27日(金)午後1時まで

イ 提出場所

〒321-0292 栃木県下都賀郡壬生町通町12番22号

総務部 総合政策課 情報デジタル係

ウ 提出方法

持参または郵送(簡易書留または、配達証明できるものに限る)

※持参の場合は、町役場の閉庁日を除く、午前8時30分から正午又は午後1時から午後5時までの間に提出すること。

郵送の場合は、封筒に「壬生町公共施設予約システム構築運用業務委託企画提案書 書在中」と記して送付すること(8月27日(金)午後1時必着)

(4) その他

- ア 提出書類は、返却しない。
- イ 提出に要する費用については、すべて参加者の負担とする。
- ウ 提出書類は、委託業者の選定及び特定を行う作業に必要な範囲において複製を作成することがある。
- エ 提出書類を受理した後は、いかなる理由を問わずその変更は認めない。ただし、明らかな誤り及び町のヒアリングによる調整に基づく変更又は修正については、この限りではない。

7. 企画提案の選定

提出された企画提案書は、選定委員会において次により選定する。

(1) 選定方法等

企画提案書等提出書類及びプレゼンテーションの内容を審査、採点し、選定する。
なお、審査は、非公開とする。

(2) プレゼンテーション

ア 実施日 9月 16日(木)

イ 会場 壬生町役場 第2会議室(仮)

ウ 時間 1社あたり25分以内(説明15分、質疑10分程度を想定)

※開始時間、場所については、別途通知する。

エ 出席者 統括責任者(配置予定の管理技術者)を含む最大3名とする。

オ その他 パソコン、プロジェクター及びスクリーンは使用可とする。

※提出書類のみを使用するものとし、追加資料の持ち込みは禁止とする。

※プロジェクター及びスクリーンは、事務局で用意する。

※パソコンについては、提案者が準備する。

(3) 受託者の選定方法

提案書、見積内訳書の内容を審査基準に従って審査、受託候補者を選定する。

(4) 審査基準

以下の視点から提案内容を審査する。

ア 事業者の実績・体制について

他の事業実績から本業務の推進にあたって十分な技術力を持つと評価できるか、本業務の推進体制、本業務に対する熱意、意欲等を評価する。

イ 提案内容について

本業務の内容を的確に把握し、壬生町の要求するシステムを構築するにあたって適切なシステムか、業務要件を満たしているか、運用体制や保守体制まで考慮されているか、要求になくとも壬生町にとって有用と評価される提案があるか等を評価する。

ウ 価格について

導入費用について、必要な機能を満たした上でいかに低減する努力をしているか。
また、運用費用についても価格低減の努力をしているかを評価する。

(5) 選定結果の通知

- ア 選定終了後、提案参加者すべてに選定結果の通知を電子メールにて行います。
- イ 選定に対する異議等は、一切応じないものとする。

8. スケジュール

	年月日	内容
令和3年	7月19日(月)	募集開始
	7月19日(月)～ 7月26日(月)	募集要項への質問事項の受付期間
	8月2日(月)	質問回答
	8月13日(金)	参加表明書提出期限
	8月20日(金)	企画提案書要請
	8月27日(金)	企画提案書提出期限
	9月16日(木)	プレゼンテーション審査
	9月22日(水)	審査結果通知発送
	10月初旬	選定業者との契約

9. その他

- ア 本案件のプロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、参加者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- イ 本案件に係る情報公開請求があった場合は、提出書類を公開する場合がある。
- ウ 本案件に係る個人情報及び業務に関し知り得た個人情報については、取り扱いを適正に行わなければならない。

10. 問合せ先

壬生町総務部総合政策課情報デジタル係

担当：森、梁島、原口

電話：0282-81-1814

Eメール：sougo@town.mibu.tochigi.jp